

## 国の一時支援金及び

### 北海道の時短・外出自粛の影響を受けた道内事業者への支援金の概要について

#### ○国の一時支援金及び道内事業者への支援金とは？

2021年1月に発令された緊急事態宣言の影響により、時短営業や外出自粛等の影響を受け、国(2021年1～3月)北海道(2020年11、12月2021年1～3月)の売上<sup>\*</sup>が、2020年又は2019年の同じ月の売上と比べて50%以上減少した事業者を対象に給付する制度です。(※「売上」に、各種支援金等は含めません。)

#### ポイント1、一時支援金、道内事業者への支援金

	国の一時支援金	道内事業者への支援金
中小法人等	上限 60 万円	上限 20 万円
個人事業者等	上限 30 万円	上限 10 万円
申請期限	5月31日(月)	8月31日(火)
申請方法	電子申請のみ (仮申請IDを取得後、認定支援機関等で事前確認を受けること。商工会でも事前確認可。その際、要申請ID)	①電子申請 ②郵送(簡易又は一般書留等で 郵送、当日消印有効)

#### ポイント2、国(経産省)の一時支援金、道内事業者の支援金窓口のホームページから、制度の詳細や申請書等がダウンロード出来ますので、必ず詳細の確認、理解をお願いします。

(国：<https://ichijishienkin.go.jp/>、北海道：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ck/tokubetsushienkin/01top.htm>)

#### ポイント3、業種に関わらず対象月の売上が50%以上減少となった事業者は申請対象となり得ます<sup>\*</sup>

(※申請対象となり得ますとは？：給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地にを問わず給付対象となり得る事から申請可能となります。また、申請できる事が受給を確約することではありませんのでご注意ください。)

#### ポイント4、①売上減少の対象となる月は？

- ・国の一時支援金：2021年1月～3月のいずれか1月
- ・道内事業者への支援金：2020年11月～2021年3月のいずれか1月

②前年又は前々年の同じ月と比べます。

#### ポイント5、芽室町は、国の一時支援金・道内事業者への支援金のいずれも、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴い、不要不急の外出・移動の自粛による影響のあった地域に該当します。(詳細資料に事業者保管資料が掲載されています)

#### ポイント6、国の一時支援金と道内事業者への支援金は併給できません。

但し、国の一時支援金を受給できなかった場合、道内事業者への支援金へ申請する事が可能です。

**わからないことなどは、商工会へお気軽にご相談下さい！(☎62-2339)**